

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の特定重大事故等対処施設に係る新規規制基準適合性審査に関する資料の受取

2. 日時：令和 3 年 8 月 23 日(月) 16 時 30 分頃

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 対応者

原子力規制庁 担当者 2 名

東京電力ホールディングス株式会社 担当者

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、平成 26 年 12 月 15 日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る資料の提出があった。
- (2) 原子力規制庁は、提出された資料の内容を確認するとともに、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うためにヒアリングを行う。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について【補足説明資料】

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に定める不開示情報を含むため、平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。